

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 障害福祉課

|      |   |         |            |      |             |       |  |
|------|---|---------|------------|------|-------------|-------|--|
| 法令名  | 社会福祉法   |         |            | 法令番号 | 昭和26年法律第45号 |       |  |
| 手続名  | 法令等の違反に対する措置命令  |         |            | 根拠条項 | 第56条第6項     |       |  |
| 処分基準 | <p>措置命令は、社会福祉法第56条第4項の規定により、社会福祉法人が、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法令に違反していること。</li> <li>2 法令に基づいてする行政庁の処分に違反していること。</li> <li>3 定款に違反していること。</li> <li>4 その運営が著しく適正を欠いていること。</li> </ol> <p>以上の場合に命令することができる。</p> <p>法令等に違反しているか否か、若しくは著しく適正を欠いているか否かについては、平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準及び平成12年12月1日付け障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査要領及び平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」に定める社会福祉法人指導監査実施要綱を指針として判断する。</p> |         |            |      |             |       |  |
|      | 対応区分  | 1 聴聞の実施 | 2 弁明の機会の付与 | 処理機関 | 交付機関        | 目次No. |  |